

## 鉄板などを置かないで

道路と車庫の段差解消のために置いている鉄板類は、雪ですぐに見えなくなります。道路にはみ出した鉄板類は、除雪車に飛ばされ、埠の破損事故を引き起こすなど大変危険です。冬期間は撤去してください。



## 河川に雪を捨てる と洪水の危険



河川に大量の雪を捨てる、水をせき止めて堤防からあふれさせる危険性があります。雪捨ては決められた場所(4、5ページに掲載)にお願いします。

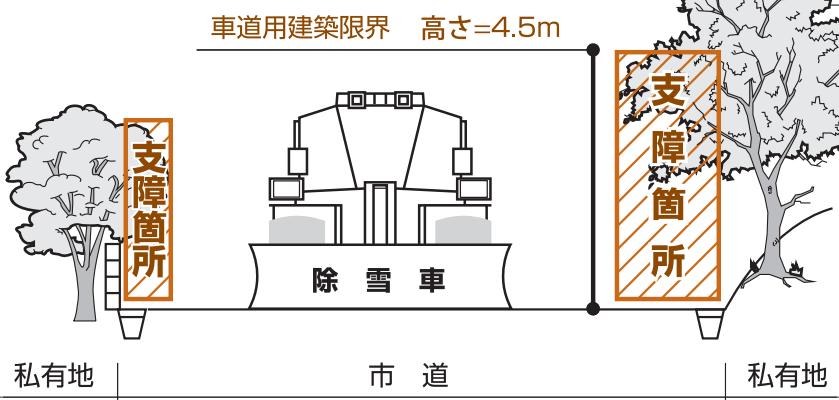
## 道路に出ている樹木の枝切りをお願いします

歩行者や車両が通行する幅を確保するためには、除雪の際に道路の全幅と路面から4・5メートルの高さを確保する必要があります。道路にはみ出している樹木の枝は、通行の妨げや除雪作業の支障になるばかりでなく、枝に積もった雪が塊で落下する事故の原因にもなります。降雪前に樹木の状況を確認し、支障箇所の枝切りをお願いします。

消防本部警防課  
☎ 43-4151

問 消防栓や防火貯槽は、皆さんの生命と財産を火災から守る大切な施設です。これらが雪で埋もれると、火災のときにすぐに使用できない恐れがありますので、お近くの消火栓周りの除雪にご協力ください。  
また、消火栓の破損などを発見したときは、消防署にご連絡ください。

## 消火栓・防火貯槽周りの除雪にご協力ください



# 除雪作業を支援します

## ボランティア保険への加入補助

町内会や自治会で、除雪や雪下ろしなどのボランティア活動を実施する場合、危険が伴う作業をするかた(5人まで)の保険料を市で負担します。

申問 総務課総務係 ☎43-7025

## 除雪ボランティアと 除雪機の貸し出し

除雪作業が困難な障害者や高齢者(75歳以上)のみの世帯、民生委員、町内会長、福祉員が必要と認めた世帯に除雪ボランティアを派遣します。

また、町内会やPTAなどが集団で除雪を行うときに、除雪機を貸し出します。

申問 社会福祉協議会 ☎42-8101

## 軽度生活援助(生活路の確保)

シルバー人材センターなどから援助員を派遣して、除雪を行います。

詳しくは、長寿課または地域包括支援センターへお問い合わせください。

また、援助員の確保が十分でないため、全ての利用希望に沿えない場合がありますので、ご理解をお願いします。

**対象** 日常生活に軽い援助が必要な、65歳以上の高齢者のみの市民税非課税世帯

**除雪範囲** 自宅の玄関先から公道まで

※屋根の雪下ろし、雪捨ては行いません。

**費用** 30分 50円

申問 長寿課高齢者福祉係 ☎43-7056